

## 一般社団法人全国食支援活動協力会 こども食堂サポート機能設置事業

### 応募ガイドライン

#### 1. こども食堂サポート機能設置事業について

一般社団法人食支援活動協力会では、これまで住民主体で取り組む食支援活動団体の中間支援組織として活動してきました。2008年以降子どもの貧困が全国的に問題となり、2012年頃より地域住民が自発的にこども食堂を開設、現在は約3700か所（2016年は約300か所）まで広がり、全国各地で地域の実情に合わせた子どもの居場所づくりが展開されています。当会でも2016年から全国のこども食堂団体の輪を広げるための事業を実施しています。

この度、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく資金分配団体として採択され、民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行うことになりました。

将来の担い手である子どもたちの健やかな育ちを応援するこども食堂等子どもの居場所づくりを行う団体が持続可能な運営をしていくためには、各地域の中間支援組織が個々のこども食堂をはじめとする団体の相談窓口の役割を担い、資源開発や多様な機関とのネットワーク形成を図ることが必要だと考えています。そのため、本助成事業を通して、こども食堂の持続的な運営に資する「こども食堂サポートセンター」機能を設置する中間支援組織を実行団体として選定し、ネットワーク形成支援、組織基盤強化支援を行うことを目的としています。

#### | 解決を目指す社会課題領域

休眠預金等交付金に係る資金を用いて優先すべき社会の諸課題（別紙参照）のうち、本事業では「こども食堂サポート機能設置事業」により

#### 1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

#### 2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- ⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援

#### 3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

の解決を目指しています。

熱意をもって活動を行う団体の自立と発展を願い、皆さまの応募をお待ちしております。

#### | プロジェクト実施期間

2020年4月に開始し、2023年3月までに完了できるプロジェクトが、本事業の助成対象です。（3カ年事業のみ）申請書を記載する際、実施スケジュールを明記する必要があります。

他方、休眠預金事業のルールとして、助成が妥当かどうか採択後当会と作成する評価計画書に基づき「事

前評価」「中間評価」「事後評価」の自己評価を行うほか、収支状況の月次報告が必須となります。  
なお、助成決定後、6月末までに改めて事業計画書及び評価計画書を提出いただきます。作成に関しては当会のプログラム・オフィサー（PO）による伴走支援があります。（助成決定後にご案内します）

【事業期間】2020年4月～2023年3月

【採択予定実行団体数】4団体程度

【助成総額】7,100万円（予定）

【1団体あたりの最大助成額】1,775万円（3年度分上限）

2020年度（上限）665万円 2021年度（上限）690万円 2022年度（上限）420万円

【公募期間】2019年12月5日（木）～2020年1月31日（金）

## 2. 募集の内容

| 募集対象

### ● 下記の解決に向けて子ども食堂サポートセンターを設置し、活動支援を行う団体

- ・子どもたちの食生活の乱れ（自立した食習慣が身につけていない・バランスの良い栄養が摂れていないなど）
- ・子ども食堂実施団体の運営基盤が脆弱で自己資金を拠出し、活動を続けている現状
- ・行政・関連機関との関係構築のノウハウ不足により支援体制が未整備である

| 本事業の中長期目標

- ・支援地域において、子ども食堂等子どもの居場所を通じ、食を楽しみ、食生活に対する意識を高め、自活できる子どもが育まれる
- ・一方的に食事を提供されるだけでなく、身に着けた力を他者にも提供できるような子どもに成長する。

| 子ども食堂サポートセンターとは

全国各地で子ども食堂が豊かに広がるよう、子どもの居場所づくりに取り組む幅広い団体と連携しながら運営をサポートすることを目的とします。

—子ども食堂に関する情報発信・相談体制の拡充

—子ども食堂のネットワーク形成支援

—各種支援団体と子ども食堂のマッチング など

具体的な活動例などは、子ども食堂サポートセンタープロジェクトをご参照ください。

<http://kodomosyokudo.mow.jp/>

### 2-1. 応募団体の要件

実行団体として助成の対象となる団体は原則、以下のとおりです。

法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。

（公募要項「11.選定時の審査項目」参照）

ただし、以下の場合には助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- (8) 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体。

## 2-2. 助成の対象となるプロジェクト

●子ども食堂サポートセンターとして、以下の活動を担う団体の運営資金を対象とします。(◎は必須活動です。)

### ①子ども食堂に関する情報発信・相談体制の拡充

- ◎サポートセンター内に相談窓口を設置し、個別の子ども食堂等子どもの居場所実施団体からの問い合わせに対応する。
- ◎子ども食堂等子どもの居場所実施団体がサポートセンターの存在を知ることができるよう、多様な媒体(ホームページ・SNS他)を通じて広報活動を行う。
- ◎他地域の先駆的な取り組みや助成情報等、子ども食堂等子どもの居場所実施団体にとって有益な情報を収集し、発信する(含むメディア)。

### ②子ども食堂のネットワーク形成支援

- ◎地域の関係機関にネットワーク会議のメンバーに入ってもらい、定期的に情報交換ができる場をつくる。(年5回以上開催)
- ◎子ども・食・居場所にかかわる人・団体を巻き込むために実行委員会形式による研修会「食でつながるフェスタ」の企画開催を行う。
- ◎学校・行政等地域の関係機関がサポートセンターの存在を知ることができるよう、多様な媒体を通じて広報活動を行う。
- ・見守りの必要がある子どもを発見した場合に、相談したり繋げたりすることのできる顔の見える関係をつくる。

### ③各種支援団体と子ども食堂とのマッチング(マッチング交流会)

- ◎子ども食堂等子どもの居場所づくり支援に関心のある企業や各種団体を対象に、「社会貢献セミナー」(仮)を企画・実施する。(年1回以上)
- ◎子ども食堂等子どもの居場所実施団体が必要とする支援ニーズ(人・モノ・資金他)をネットワーク会議にて共有、検討、開発する。

#### ④こども食堂等子どもの居場所での食育活動を広げるための研修支援

◎「食を通じて、子どもの自立を目指す食育活動」をテーマに、こども食堂をはじめ食事を提供していない既存の子どもの居場所づくりを実施している地域団体に向けて広く研修を行う。

◎運営に必要とされるノウハウや運営上の課題をネットワーク協議体にて共有、検討する。

・講習会（衛生他、こども食堂等子どもの居場所の運営に必要な知識を学ぶ）を開催する。

#### 2-3. 助成の対象となるプロジェクト期間

2020年4月1日（※契約締結後）から2023年3月31日迄に要する経費を対象とします。

#### 2-4. 助成対象経費について

こども食堂サポートセンター運営に要する経費のうち、原則として別表に定めるものを対象とします。

##### ●備考●

助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費です。助成額の最大15%とします。総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅または平均値)を特記してください。

詳しくは、公募要項 p.15「経費について」をご参照ください。

#### 2-5. 助成金額

①助成総額予定：7,100万円上限

②1団体あたり3年間で上限1,775万円までの応募を可能とし、内容などを審査のうえ決定します。

各年度上限) 2020年度 665万円 2021年度 690万円 2022年度 420万円(予定)

※助成金は、初年度は3月下旬～4月上旬、次年度以降は前年度の活動報告書の提出をもって、3回に分けて各年度毎に支払います。

③助成対象期間：2020年4月1日～2023年3月31日

##### ●重要●

実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定し、20%以上は、自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることができます。ただし、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である80%以下にさせていただきます。補助率については公募要項 p.7をご参照ください。

### 3. 応募方法および提出書類

当法人所定の助成申請様式に必要な事項を記入のうえ、以下の関係書類を添付し、下記方法でご提出ください。申請書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

	提出方法	提出媒体	提出先
<申請書類> 様式 1～13 団体情報に関する書類 規程類	郵送	データ（DVD 又は USB に保存）	〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21 一般社団法人食支援活動協力会
決算報告書類 その他の参考資料		該当書類を印刷	

提出期限：2020年1月31日必着

- ・捺印のある書面は、その印影が確認できる写しファイル・画像等のデータをお送りください。
- ・データで提出するファイル名は、「（様式〇） ～～」と下記表と同じタイトルをつけてください。

#### ▶提出書類

申請書類一式（様式 1～13）の提出に添えて、下の添付書類を提出してください。（公募要項 p.9～11 参照。）

申請に必要な書類	
申請書類	（様式 1）団体・事業概要 （様式 2）事業計画書 （様式 3）資金計画書 （様式 4）欠格事由に関する誓約書 （様式 5）業務に関する確認書 （様式 6）役員名簿 （様式 7）情報公開承諾書 （様式 8）重複申請に関する誓約書 （様式 9）自己資金に関する特例申請書 （様式 10）提出書類に関する誓約書 （様式 11）規程類に含める必須項目確認書 （様式 12）申請書類チェックリスト （様式 13）助成申請書
団体情報に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款（定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には設立趣意書等団体の目的がわかるもの）</li> <li>・登記事項証明書（無い場合には団体成立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などがわかるもの） 発行日から 3 か月以内の現在事項全部証明書の写し</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業報告書(過去 3 年分)</li> </ul> ※設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出
決算報告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表</li> <li>・ 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）</li> <li>・ 監事及び会計監査人による監査報告書</li> </ul> ※設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出してください。 ※監事及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合提出してください。
その他の参考資料	団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料（任意）

規程類 ※ <規程類について> を参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員総会・評議員会の運営に関する規程</li> <li>・ 理事会の運営に関する規程</li> <li>・ 役員及び評議員の報酬等に関する規程</li> <li>・ 職員の給与等に関する規程</li> <li>・ 理事の職務権限に関する規程</li> <li>・ 倫理に関する規程</li> <li>・ 利益相反防止に関する規程</li> <li>・ コンプライアンスに関する規程</li> <li>・ 公益通報者保護に関する規程</li> <li>・ 情報公開に関する規程</li> <li>・ 文書管理に関する規程</li> <li>・ リスク管理に関する規程</li> <li>・ 監事の監査に関する規程</li> <li>・ 経理に関する規程</li> <li>・ 組織（事務局）に関する規程</li> </ul>
--

<規程類について>

- (1) 規程類に関しては、公募要項別添 1 及び様式 11「規程類に含める必須項目確認書」をご確認ください。
- (2) 提出していただく規程類（自団体で持っている規程や指針等）には別添 1 の必須項目が含まれていることを確認してください。但し、必須項目に関して提出期日までに提出が難しい規程類がある場合は、申請前に資金分配団体までご連絡ください。
- (3) 以下の規程類の名称と提出頂く名称は同一である必要はありません。「規程類に含める必須項目確認書」で求められる項目と提出する規程類（自団体で持っている規程や指針等）を照らし合わせ、不足がある場合には新たに規程を作成するか、既存の規程類の改訂を行ってください。

(4) 申請時にやむをえない理由により提出できない規程類がある場合には、「提出書類に関する誓約書」を提出してください。その際には、「規程類に含める必須項目確認書」を再提出してください。

## 4. 選考方法及び結果の通知と公表

【選考について】

(1) 選定配慮事項と優先選定

以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画(出口戦略や工程等)が具体的かつ現実的か
先駆性(革新性)	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか 団体の先駆性や専門性、強みを活かした事業となっているか
新規性	新しい支援の仕組みづくりやこれまでにない支援者・機関の獲得を狙った計画となっているか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか
中間支援スキル	これまで中間支援業務の実績があるかどうか。特に子どもの居場所づくり等におけるネットワーク形成実践の有無

(2)また、以下①～④の事項にも配慮し選定します。

- ① 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ② 他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について助成等を受けることは可能とします。
- ③ 既存の団体が実行団体となるべく申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該団体への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。
- ④ 社会的成果の最大化の観点を重視します。また、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。

(3) その他の留意事項

- ① 申請書類の作成等指定までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

②選定委員会にて審議において、電話やメールによる確認の他、東京での面談又は直接訪問調査（2月～3月中）を行います。

③資金分配団体は審査の結果、実行団体に指定されなかったことに関して一切の責任を負いません。

#### 【結果の通知】

2020年3月中に採否を決定します。

#### 【情報の公開】

実行団体の公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に当法人のホームページに掲載します。

助成が決定した実行団体・申請事業の名称、事業計画（収支含む）の概要、助成金額も当法人のホームページに掲載しますので、この点をご了解の上、お申込みください。

## 5. 助成金決定後の流れ

#### 【内定団体向け事前説明会】

助成が決定した団体は、当会が東京で主催する事前説明会への参加をお願いします。

開催予定日：2020年3月中を予定 会場：東京都内（交通費・宿泊費補助あり）

#### 【契約書の締結】

3月中に資金分配団体と実行団体とで契約の締結を行います。

#### 【助成金の交付】

2020年4月下旬以降、所定の手続きを経て、助成金を交付します。

#### 【事前訪問】

2020年2月～3月で採択団体に訪問し、事業開始に向けた事前評価や事業計画書の確認を一緒にを行います。

#### 【その他】

・2020年度に2回程度、21年度以降も東京研修に来ていただきます。（交通費・宿泊費補助あり）他にも中間報告会 21年度に、成果報告会を22年度に開催するので、実行団体にはご参加頂くことを想定しています。

・自己評価点検のためにプログラム・オフィサー（PO）の他評価委員による訪問を予定しています。

## 6. 活動報告

助成が決定した団体は、月次収支報告書（領収書写し添付）、遠隔での PC・テレビ会議（毎月）のほか、助成期間中および期間終了時に、評価計画書（※）に基づく自己評価が必須となります。

※評価計画書は、採択後当会のプログラム・オフィサー（PO）と一緒に作成します。

【申請書送付先・問い合わせ先】

**一般社団法人 全国食支援活動協力会**

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547（受付：平日 月～金、10時～17時）

FAX 番号：03-5426-2548

E-mail：saposen@mow.jp

Web：http://www.mow.jp

担当：平野、斉藤（PO）、大池（PO）

【別表】 助成対象経費

助成対象事業	想定される経費（一部例）	対象にならないもの
①こども食堂に関する情報発信・相談体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人件費</li> <li>● 管理費</li> <li>● 事務・消耗品費</li> <li>● 広報宣伝費</li> <li>● 通信費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコミー、グリーン車などの特別料金</li> <li>・会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの</li> </ul>
②こども食堂のネットワーク形成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会議会場費</li> <li>● 交通費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等</li> </ul>
③各種支援団体とこども食堂のマッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「企業のための社会貢献セミナー」（仮）の開催費用</li> <li>● 講師謝金、交通費</li> <li>● 会場費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成決定金額の 50%を超える人件費</li> <li>・通常の団体運営に関する経費（事務所家賃、光熱水費、定期刊行物発行経費など）</li> </ul>
④こども食堂等子どもの居場所での食育活動を広げるための研修支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修開催に係る費用</li> <li>● 食育プログラム開発のために係る費用</li> <li>● 講師謝金、交通費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象事業から得られる収入の他事業への充当</li> </ul>
自己評価のためにかかる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アンケート作成・配布・集計のための費用</li> <li>● インタビューのための会場費</li> <li>● 文献購入費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該団体の関連団体（団体構成員が役員等を兼務あるいは資本関係のある団体など）への委託</li> <li>・自団体が支払い先となるような支出</li> </ul>

※上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。判断が難しい場合など、不明な点がありましたら、事前にご相談ください。